

JSG ニュースレター

<Tax>

財政部台財税字第 11204662230 号通達

営業者が販売する物品および提供する役務について 買手の支払遅延による受取利息は 営業税法上の販売額の範囲に該当しない

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

- 財政部台財税字第 11204662230 号通達

財政部は 2023 年 12 月 6 日付で、当該通達を公表し、営業者が販売する物品または提供する役務について、代金の支払を遅延したことにより、買手に対し請求する利息は、営業税法上の販売額の範囲に属さない、としました。本通達の詳細は以下のとおりです。

- 一、 営業者が販売する物品または提供する役務について、買手が代金の支払を遅延したために、双方の約定、または訴訟、非訴訟手続きに基づき、民法第 233 条第一項の規定により買手に対して請求する遅延利息は、営業者が物品の販売または役務を提供することによる代価ではなく、加値型および非加値型営業税法（以下「営業税法」という。）第 16 条第一項本文に規定する販売額に該当しないため、営業税を課さない。ただし、営業者が納税者権利保護法第 7 条第三項に規定する租税回避の状況に該当する場合、徴税機関は、実

質的な経済利益の法的形式に基づき、個々の事案ごとに、法により判断するものとする。

二、 営業者が收受する利息収入について、營業税法第 11 条第一項第二号および第三号の規定により税額を計算する場合、前点の規定は適用しない。

三、 以下の通達については廃止：

(1) 財政部 1985 年 11 月 14 日付台財税第 24799 号通達（保険会社が借手の家賃支払遅延により收受する利息は、家賃収入と併せて課税するものとする）

(2) 財政部 1991 年 3 月 21 日付台財税第 800098343 号通達（輸出販売について、顧客の支払遅延により收受する利息はゼロ税率を適用することができる）

(3) 財政部 2000 年 1 月 10 日付台財税第 0880450644 号通達（買手の支払遅延により收受する利息は源泉徴収を免除する）

(4) 財政部賦税署 1986 年 5 月 30 日付台税二発第 7551475 号通達（買手の支払遅延により收受する利息は販売額の範囲に属する）

● 財政部の説明は以下のとおりです。

法規定に基づく遅延利息は、債権者が債務者の金銭の支払遅延により受けた損害の補償ですが、双方の取引価格の合意においては、買手の代金支払遅延の予測が困難であり、法規定に基づく遅延利息をあらかじめ交換の対価に含めることができません。よって、營業税法第 16 条第一項にいう「販売額」には属さないため、營業税を課税すべきではなく、関連する過去の通達を廃止するものです。

勤業衆信の見解

一、 本通達の公布日以降、買手の支払遅延により営業者が收受する利息は營業税法上の販売額の範囲に属さず、營業税は課されません。買手は支払遅延にかかる利息を支払う際、所得税法第 88 条、第 89 条および第 92 条の規定により、源泉徴収による納付（または免除）及び申告を行う必要があります。

二、 税務調査徴収法（中国語：税捐稽徴法）第 1 条第一項の規定により、本通達公布前に営業者が過去の解釈通達により支払遅延にかかる利息について營業税を申告した場合、未査定、または査定が確定していない案件について、営業者は本通達規定を適用し、修正により、過納税額の還付を申請することができます。ただし、買手の営業者は支払遅延により支払う利息について、法により、自ら追加申告を行い、利息にかかる源泉徴収税額を納付しなければなりません。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



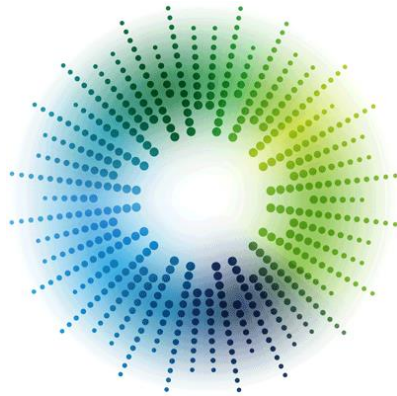
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2023 勤業暹信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

財政部 112 年 12 月 6 日核釋台財稅字第 11204662230 號令，營業人銷售貨物或勞務因買 受人延遲支付價款依民法第 233 條第 1 項規定向 買受人收取之遲延利息非屬銷售額範圍

- 財政部台財稅字第 11204662230 號令
- 一. 營業人銷售貨物或勞務，因買受人遲延支付價款，基於雙方約定或經訴訟、非訟程序而依民法第 233 條第 1 項規定向買受人收取之遲延利息，尚非營業人銷售貨物或勞務之代價，非屬加值型及非加值型營業稅法（以下簡稱營業稅法）第 16 條第 1 項本文規定之銷售額，不課徵營業稅。但營業人有納稅者權利保護法第 7 條第 3 項規定租稅規避情事者，稅捐稽徵機關仍應根據與實質上經濟利益相當之法律形式，依個案情形依法核處。
- 二. 營業人收取之利息收入按營業稅法第 11 條第 1 項第 2 款及第 3 款規定計算稅額者，不適用前點規定。
- 三. 廢止：
 - (1) 財政部 74 年 11 月 14 日台財稅第 24799 號函（保險公司因承租戶延付房租加收之利息應併入租金收入課稅）

- (2) 財政部 80 年 3 月 21 日台財稅第 800098343 號函 (外銷因客戶延遲付款加收之利息可適用零稅率)
 - (3) 財政部 89 年 1 月 10 日台財稅第 0880450644 號函 (因買方延遲付款而加收之利息免予扣繳)
 - (4) 財政部賦稅署 75 年 5 月 30 日台稅二發第 7551475 號書函 (因買方延遲付款而加收之利息屬銷售額之範圍)
- 財政部說明，法定遲延利息係債權人因債務人遲延支付金錢致生損害之賠償，買賣雙方約定交易價格時因未能預知買受人是否遲延支付貨款，當不致事前將法定遲延利息計入給付交換的對價，因此非屬營業稅法第 16 條第 1 項所稱「銷售額」，不應課徵營業稅，相關舊函令應予以廢止。

勤業眾信觀點

- 一. 於本令發布日起，營業人若有因買受人延遲付款而加收之遲延利息非銷售額範圍，不用課營業稅；提醒買受人應於給付延遲利息時，依所得稅法第 88 條、第 89 條及第 92 條規定辦理扣 (免) 繳申報事宜。
- 二. 依稅捐稽徵法第 1 條之 1 第 1 項規定，本令發布前營業人依過往解釋令申報遲延利息課徵營業稅者，如屬於尚未核課或尚未核課確定案件，營業人可適用本令規定，並申請更正退還溢稅額。惟買方營業人給付遲延利息須依法自動補報繳利息扣繳稅款。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息請點這

日商組官方網站請點這



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所網絡及其相關實體(統稱為"Deloitte 組織")。DTTL(也稱為"Deloitte 全球")每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不能就第三方承擔義務或進行約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他行為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、邦加羅爾、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、孟買、新德里、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。

對於本出版物中資料之正確性及完整性，不作任何(明示或暗示)陳述、保證或承諾。DTTL、會員所、關聯機構、雇員或代理人均不對任何直接或間接因任何人依賴本通訊而產生的任何損失或損害承擔責任或保證(明示或暗示)。DTTL 和每一個會員所及相關實體是法律上獨立的實體。

© 2023 勤業眾信版權所有 保留一切權利